

佐世保の水運用

前回、本市は全国的に見て渴水が多い都市であることをお知らせしました。毎年この時季になると、市民の皆さんからは「ことしの梅雨はたくさん雨が降ったから渴水の心配はないのでは?」といったご意見が多く寄せられます。今回は、のことについてお知らせします。

渴水の心配がなくなることはありません

本市は山に囲まれ、斜面に位置する都市で海に面しており、大きな河川はありません。このため、雨が降っても数日のうちに海に流れ出てしまいます。

雨を留めておくためにはダムなどの貯水施設が必要ですが、本市のダムはいずれも小規模であるため、人口規模に見合った水量を貯めておくことが難しく、1ヶ月ほどまとまった降水がない場合、渴水の危機に陥ってしまいます。

現状では、梅雨の時季に多く雨が降っても、渴水の心配がなくなることはありません。



本市のイメージ図

本市の水運用

本市では雨が少ない時季に備えて、できる限りダムの水を使わずに河川からの取水を行って水を運用しています。次回は、水の運用はどのように行われているのかを紹介する予定です。

○水道局経営管理課 ☎24-1151

6月の市政広報テレビ番組「キラッ都させぼ」

地元の素材でヒットの予感

新しい「させぼ☆スター商品」が誕生！

市民と事業者、行政が一体となって作り上げる佐世保の新しい特産品「させぼ☆スター商品」。その第2弾となる商品「食べるせちばる茶」と「九十九島から葉すし」を朝長市長が紹介します。

放送予定日	放送時間（放送局）
6月 2日(土)	9:25(NBC)、11:40(KTN)
6月 9日(土)	9:25(NIB)、11:40(NCC)
6月16日(土)	9:25(NBC)、11:40(KTN)
6月23日(土)	9:25(NIB)、11:40(NCC)
毎週日曜	18:55(テレビ佐世保)

プレゼント応募方法 はがきかEメールに、①番組で出題したクイズの答え②ご覧になった放送局③番組の感想④住所⑤氏名⑥年齢⑦電話番号を書いて広報係（あて先は18ページ下部）へ。6月27日(水)必着 ※応募は1人1通。正解者の内から抽選し、発表は発送(7月中旬)をもって代えさせていただきます。



「徳育推進のまちづくり」(5月放送)の収録の様子。市ホームページで閲覧できます。



佐世保の銘茶、世知原茶のまろやかな味わいを生かしたつくだ煮です。※プレゼントに器は含みません。
商品の問い合わせ 観光物産振興局 ☎24-1111

○秘書課 ☎24-1111

「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例」を施行しました

歯と口腔(歯や歯肉、舌など口の中全体のこと)の健康を保つことは、おいしい食事や会話を楽しむことを可能にし、豊かな生活を送るための基本となります。また虫歯や歯周病を予防するだけでなく、全身の健康にもつながります。

本市では歯と口腔の健康づくりを推進し、市民の皆さんのが生涯にわたって健康を保持・増進できるように取り組む「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例」を4月1日に施行しました。

条例で定めた役割や施策

【市の責務】

市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を継続的・効果的に進めます

【歯科医師など関係者の役割】

関係者が相互に連携し、市民の歯と口腔の健康づくりを推進します

【市民の皆さんの役割】

かかりつけの歯科医院を持ち、歯科医師から支援を受けるなどして自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを目指しましょう

【市の基本的な施策】

- ①歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集・提供
- ②フッ化物を使った効果的な虫歯予防対策の推進
- ③定期的な歯科検診の受診等を促進するための勧奨
- ④障がい者などの歯科検診等の推進など



【歯・口腔の健康づくり普及月間】

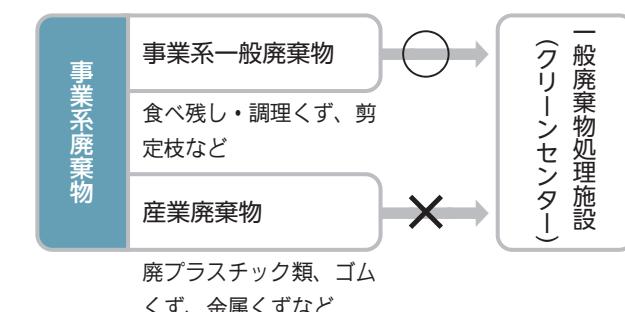
本市では毎年6月を「歯・口腔の健康づくり普及月間」とし、歯と口腔の健康づくりの大切さを広く呼び掛けます

今後の取り組み

歯と口腔の健康づくりに関する目標などを定めた基本計画を本年度中に策定し、子どもから高齢者まで年代に応じた歯と口腔の健康づくりに計画的に取り組んでいきます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

○健康づくり課 ☎24-1111

6月は環境月間 知っていますか？事業所ごみの正しい分別



家庭から排出されるごみの量は市民の皆さんからご協力をいただき、平成12年度と比べて約4割も減少しましたが、事業活動(営利活動や公共・学校活動などあらゆる事業活動)で排出される「事業系廃棄物」は逆に約2割増加し、9,229トン増えています(平成22年度)。

事業系廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、事業者が適正に処理するように定められており、廃棄物の減量化と資源化に努めることが義務付けられています。このため事業系廃棄物を処理する場合は、それぞれの処理基準に従い、自ら処理施設へ搬入するか、廃棄物の運搬や処分の許可を有する業者へ委託することが必要となります。

また事業系廃棄物は、「事業系一般廃棄物」(食べ残し・調理くず、剪定枝など)。業種によっては産業廃棄物となることもある)と、「産業廃棄物」(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くずなど)に区分されており、産業廃棄物は市の一般廃棄物処理施設(クリーンセンター)

には搬入できません。しかし近年、それらの産業廃棄物が事業系一般廃棄物に混入されてクリーンセンターに持ち込まれたり、本来は資源物としてリサイクルすべき段ボールや古紙類が燃えるごみとして排出されたりする事例が増えています。事業系廃棄物の適正処理と減量化・資源化へのご協力をお願いします。

本市では事業所を訪問し、廃棄物の分別・減量化などに関する情報提供や説明会の開催などを行っていますので、気軽にご相談ください。

○廃棄物減量推進課 ☎32-2428